

令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日医政発0401第23号厚生労働省医政局長、健発0401第3号厚生労働省健康局長及び薬生発0401第23号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療を提供する医療機関（以下「患者等入院医療機関」という。）、同感染症の疑い例等の患者を診療体制等の整った感染症指定医療機関等に確実につなぐための「帰国者・接触者外来」等を設置する医療機関（以下「外来等設置医療機関」という。）、同感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するための重点医療機関等（以下「重点医療機関等」という。）及び当該感染症疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関（以下「救急医療機関等」という。）において、当該医療機関の設置者が同感染症の拡大防止に対応し適切な医療を提供するために緊急に必要となる設備等整備に要する経費並びに新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関（青森県環境保健センターを除く。以下「検査実施機関」という。）において、当該検査実施機関の設置者が迅速かつ確実に検査を実施できる体制を整備するために緊急に必要となる設備等整備に要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、当該医療機関の設置者に対し、令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表事業区分によりそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
知事が認めた患者等入院医療機関の設置者
- (2) 帰国者・接触者外来等設備整備事業
知事が認めた外来等医療機関の設置者
- (3) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業
知事が認めた患者等入院医療機関の設置者及び外来等設置医療機関の設置者
- (4) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
知事が認めた重点医療機関等の設置者
- (5) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保に係る設備整備等事業
知事が認めた救急医療機関等の設置者
- (6) 感染症検査機関等設備整備事業
知事が認めた検査実施機関の設置者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された事業区分の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の事業区分における1の欄に定める種目ごとに、2の欄に定める基準額と3の欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して低い方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか低い方の額を選定する。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
 - (2) 補助金所要額調書（第3号様式）
 - (3) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本（補助事業の収支予算額を備考欄等に記載すること。）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の申請書の提出期限は、別途知事が定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 第4第2項の規定により提出した書類の内容に変更を加える場合（補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすものではないと県が認める軽微な変更を除く。）において、変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具とする。
- (5) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (6) 規則第19条ただし書きの規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とし、知事の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した(4)に規定する財産については、財産管理台帳(第6号様式)その他関係書類を(6)に規定する耐用年数を経過するまで整備保管することとともに、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と補助対象事業に係る予算と決算の関係を明らかにした事業費補助金調書(第7号様式)を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を令和5年4月1日から5年間保管しておくこと。

ただし、(7)により価格が単価50万円以上の財産がある場合には、前記の期間経過後、当該財産の処分が完了する日、又は(6)の期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を令和5年4月1日から5年間保管しておくこと。

ただし、(7)により価格が単価30万円以上の財産がある場合には、前記の期間経過後、当該財産の処分が完了する日、又は(6)の期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合も含む。)には、仕入控除税額報告書(第8号様式)により報告しなければならない。

なお、知事は報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の一部又は全部を県に納付させることがある。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、概算払により交付する。なお、概算払の支払時期及び支払額については、別途文書により通知する。

(補助金の請求)

第8 補助金の支払は、補助金概算払請求書(第9号様式)の提出により行うものとする。ただし、補助事業者が市町村である場合にあっては、その提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、令和4年10月14日までに完了（廃止）実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金精算額調書（第11号様式）
- (2) 事業実績書（第12号様式）
- (3) 補助事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本（補助事業の決算額を備考欄等に記載すること。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(その他)

第10 特別の事情により第3、第4及び第8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は令和4年6月1日に施行し、同年4月1日から適用する。